

田岡俊次の 国際情勢の 行間を抉る

(11)



安倍首相がこだわる “加憲”の「落とし穴」

安倍首相は5月3日の憲法記念日に、日本会議の主導で開かれた「美しい日本の憲法をつくる国民会議」にビデオ・メッセージを送り、「憲法9条1項（戦争の放棄）と2項（戦力の不保持）を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という考え方を国民的議論に値すると思う。東京オリンピックが開かれる2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と語った。

だが9条1項、2項と両立する表現で自衛隊の存在を明記するのは難しそうだし、2012年に自民党が決めた憲法改正草案を破棄するのか、との問題もある。安倍首相の終生の目標である憲法改正はできるのか？

（聞き手／本誌編集長・和泉貴志）

建前と矛盾した中国の憲法改正、日本も同様になる

Q：「改憲勢力」は衆参両院とも3分の2を超えていたが、公明党は「憲法に新たな規定を追加する“加憲”は認めるが、9条の改正は必要がない」との立場です。安倍首相は在任中に何とか改憲の実績を残したくて、公明党の説に“改

私が大学4年生だった1963年でも世論調査で「自衛隊は必要」とする人が76%、「不必要」は18%だったし、私もある程度の防衛力をを持つ方が日本の安全に有効と考えました。憲法と国民の大多数が容認する実態とが余りにかけ離れていては、国民の憲法や法律に敬意が失われる。

安倍：したんですかね。

田岡：実は私は50年以上前、大学生の時から加憲論者でしてね。公明党ができる前から「憲法に自衛隊の制限」に関する条項をつけ加えれば八方旨く丸く収まる、と言つて来ました。「憲法9条が定着して来た」と言う人は多いが、1947年5月3日の施行から僅か3年後の1950年6月25日、朝鮮戦争が始まり、日本にいた米軍4個師団全てが朝鮮に出動する穴を埋めるため、マッカーサーは7月8日吉田茂首相に「警察予備隊」（7万5000人）の創設を命じました。それが1952年に「保安隊」、1954年に「自衛隊」になつたのだから、日本の再軍備は1950年の夏から始まっていたのです。以来67年、現実的に見れば「憲法9条の無視が定着した」というべきでしょう。

一方、憲法を改正し、公然と再軍備を進めれば、まだ戦争の記憶が生々しかつたから、米国の一派を含む他国から「日本軍国主義の復活」を警戒されるし、軍人の横暴と戦争の悲惨を体験した国民にも「軍の復興」に不安がありました。

そこで私は、

1、自衛隊は全員志願者をもつて編成する（徴兵はしない）

2、自衛隊は他国の領域に、当該国との了承を得ずに派遣されない（専守防衛）

3、日本は核兵器、生物・化学兵器を保有しない

の3ヵ条を憲法の後に付則として追加すれば、不信・不安を避けつつ、自衛隊の憲法上の地位を確定できる。

憲法を180度変えるより、90度変針する方が妥当では、と考え、1964年に朝日新聞に入社し、1967年に防衛庁担当になつた後も、機会があるたびそれを公言してきました。今日の装備は素人の徴兵では使いこなせないし、大陸軍を必要としない島国では徴兵は不要です。

多分、最も稳健、と自分では思う改憲論を唱えていても、新聞社の上司、先輩から注意を受けたことはなく、

「変わり者」と思われたかもしれません。が、「軍事記者は是非必要だ」と励まされ、26歳で防衛庁担当になり、国やスウェーデンの軍事研究所から声を掛かると、日本での給与や在外手当も出して出向させてくれ、各地の戦場や軍事施設を訪ねる機会も多かつたから、私は朝日新聞が左傾していたとは全く思いません。むしろ当時の一般の社会よりは、国際情勢を扱う職業柄、軍事問題に理解があつたと思います。

安倍首相が5月に突如「加憲」を言い出したのには私も驚いたが、年來の自説に近いから「やはりそれしかあるまい」と思いつつ「だが今後加憲を語ると、安倍氏のファン、読売新聞の信奉者かと思われかねない」と苦笑しました。

安倍首相はどんな条項を第9条に追加するのか言つていながら、自衛隊の憲法上の地位を確定できる。内で検討するために作った案では、「9条の2」を設け「自衛隊は我が国を防衛するための必要最小限の実力組織」と定義し、「前条（9条）の規程は自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない」とする

ことを考えているようです。

ご存じのとおり、今の憲法9条第1

項は「……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第2項は「前項の目的を達するため、陸、海、空軍その他の戦力はこれを保持しない。国は交戦権は、これを認めないとしている。この後に「9条の2」として「前条の規定は自衛隊の保持を妨げない」と入れるのは簡潔だが、第1項は「国権の発動たる戦争」を禁じ、第2項でも交戦権を否定しているから、国権の1つである自衛権を発動し武力行使をしても、それは「戦争ではない」交戦権行使に当たらない」との苦しい弁明を続けることになります。

また、「陸、海、空軍その他の戦力」を認めないとある第2項をそのままにして、自衛力の保持を書き込めば、従来と同様「陸上、海上、航空自衛隊は陸、海、空軍ではない。戦力ではない」という滑稽な詭弁を唱え続けざるを得なくなり、自衛隊の地位は明確になりません。

Q：「戦力は認めない」とあつても、自衛隊は相当な戦闘能力を持ち、核保有国は別としても、ドイツ軍よりも自衛隊共に強力です。どういう

理屈で正当化しているのですか。

田岡：「戦力」とは何か、についての政府の解釈は木村篤太郎初代防衛府長官の答弁では「近代戦の遂行に役立つもの、例えばジエット機」とされました。自衛隊の近代化、強化の後を追って変化し、今では「自衛のために必要な最小限度を超える実力が戦力」と言う。どの国も「我が国の軍備は自衛に必要な限度を超えている」と認めるとはまずないから、ほとんどの国の軍隊は戦力を持つことになります。

第3項、あるいは9条の2、を追加しても、こうした変な理屈をこね続けるくらいなら、「加憲」をせず、今まで同じ、ということになります。

また、「陸、海、空軍その他の戦力」日本では法律の整合性が重視されるから、元の条項を残しつつ、新たな状況に合つた条項を追加するのは難しいが、中国では融通無碍です。憲法改正は全国人民代表大会議員の3分の2の賛成で決まるが、万事党執行部の筋書きどおりに決まるから、現実に合わせ憲法の一部を改定しても矛盾を突かれません。第1条で「社会主義国家である」と宣言する一方で、2004年に修正した憲

法の第13条第1項は「公民の合法的私有財産は侵すことができない」とし、第2項では「国家は法律の定めに従い公民の私有財産及び相続権を保護する」と定めている。これは市場経済で急成長した現実の追認だが、社会主義の理念とは逆です。このため中国では相続税がなく、世襲の大富豪が輩出しています。市場経済化の成功で、中国では昨年2800万台以上（日本の5・6倍）も車が売れ、1億3600万人余が海外旅行をするなど、中産階級が爆発的に増大したのは結構だが、富豪は益々富む資本家の楽園です。

「軍法会議設置」は過去の遺物で規律維持にはマイナス国憲法改正草案」を決定、発表しています。9条をそのままにし、少し条文を追加するだけなら「あの草案はどうしてくれる」と言う人も自民党内に出ています。いつも改正案を担ぎ続けた方が、筋がとおるのでは。

田岡・安倍氏は改正草案を作った自民党の「憲法改正推進本部」の最高顧問3人のうちの1人でしたからね。それが草案放棄を言えば、起草に当たった人達がむくれるのは当然でしょう。だが例えばNHKがこの3月に行なった世論調査では「9条改正の必要がある」と言う人は25%、「必要ない」が57%で2倍以上の開きがあります。公明党も9条の改正に組むると支持母体の反発を食うから賛成できません。他の党派も9条以外の改正を語ることが多く、9条改正が衆参両院で3分の2を得るのは難しいらしい、国民投票で過半数を取れない可

よ。中国の一部改憲のように、日本も憲法の一部を変えても根本的矛盾は残ります。

の憲法上の地位を明確にしたい」というのは安倍氏の宿願だから、9条に何らかの条項を追加する、という折衷案に逃避するしかなかつたでしょう。90%オフの閉店セールのような感じです。

自民党的改正案は野党的時代に作つただけに、実現の可能性よりも右派の理念、願望を盛り込んでいて問題点が多いと思います。「自衛隊」を「国防軍」に改称するのは実態の追認で実害は少ないが、草案の9条の2の5項で「国防軍に審判所を置く」とし、軍法会議を設置しようとする点や、25条の3で「国は国外の緊急事態の際、在外国民の保護に努めなければならない」としている点は、大きな危険をはらんでいると考えます。

軍法会議は軍人の犯罪を軍内部で裁くもので、法務将校が検事役、判事は一般の将校が務めるが、仲間内の裁判だから過失事件や右傾思想によるテロには寛大になりやすい。1932年に海軍士官10人、陸軍士官候補生11人が首相官邸を襲い、犬養毅首相と警官を殺した5・15事件では、海軍兵学校の同期生などが助命

嘆願運動をし、首謀者の三上卓尉も死刑にならず禁固15年で、5年後に派出所しました。

表沙汰になると軍に不都合な事件は起訴せず、揉み消した例が多い。1945年1月に米軍がルソン島に上陸すると、在フィリピンの陸軍第4航空軍司令官・富永恭次中将是輸送機で台湾に脱出、台北近郊の北投温泉で発見されたが、退役だけで済みされました。戦前にいくつものクーデター未遂事件が起きたが、説教で片付けたから、遂に1936年の2・26事件が起きた。軍法会議は軍の規律を乱す元です。

米軍の軍法会議も仲間かばいが多い。2001年2月、ハイのオアフ島沖で原潜が漁業練習船「えひめ丸」と衝突。沈没させ9人が死んだ事件も、艦長は除隊だけで不起訴でした。誤爆、誤射事件はしばしばだが、不起訴や無罪がむしろ普通です。判事に指名された将校は、民間人を巻き込む事件、事故で厳しい判決を下すと仲間内でつまはじきにされるし、あまり温情的だと世間から非難され、要職にはつけられなくなる。「軍事問題は専門性が高いから、専門家が裁くべきだ」との主張もあるが、

2017. 8 ●月刊公論 58

20年5月3日「公開審査法コトバ」の安倍晋三自民党幹部会議



ビデオ・メッセージで“加憲”を強調する安倍首相

「アオ・スクエア」で 加農 を強調する安信首相

Q：「國は在外國民の保護に努めなければならない」との条文は当然のこと、と思う人が多いのですが。田岡：外国で戦乱や事件が起きる

し手直しすれば済む。軍法会議は過去の遺物です。

また改正草案の76条には「特別裁判所は設置することができない」としているから、「国防軍に審判所を置く」と言うのは矛盾していて、改正草案の粗雑さを示しています。

「これ」「医療過誤事件は医師会で裁判するべき」と言うのと同様です。検事は原子炉事故など専門性の高い問題も、にわか勉強できちんと裁判しています。

軍法会議は軍に治外法権を与え、日本社会とは別の集団を作ることになる。それよりは軍人の犯罪も警務隊（憲兵）が調べて検察庁に送致し、一般の裁判所に任せた方が手間も省けるし、内部での対立や世間からの非難も免れる。

ドイツは軍法会議を設置せず、オランダ、ベルギーも廃止しています。欧洲でも昔は領主が裁判権を持つていたから領主が家臣、領民を率いて出陣し、領域外でも裁判をしたの

と、「自衛隊が助けに行け」との声は今でも出るが、現地の政府は外国人軍が来るのを認めるとは稀です。まともな国なら「こちらでやります」と言う。

思っている人も少なくないが、実際に
はそれ程やつていてない。人質救出作
戦を試みても情報が誤りで空振りと
か、人質も死亡、などの失敗例が多
い。米国務省が出国者に配る文書で

は、「武装兵に護衛されヘリコptaーで脱出」はハリウッドの脚本、現実で「は」ない」と注意しています。もし軍を他国に出して自国民を救出するのが正義などすれば、仮に東京の中国大使館にイスラム教過激派が突入して館員が人質になつたような場合、中国特殊部隊が突然羽田に来ても「ご苦劳様です」と出迎えることになります。

言語が通じず情報が不足など前回より危険が高くても留守家族や同僚、駐在員を出している企業などは「前には出したのに、今度は見殺しにするのか。危険だからこそ助けに行け」などと迫り、首相は国防相に「何とかならないか」と言い、誰も「見殺しにした」とは言われたくないから、無理を承知で部隊を出して失敗すれば、さらに大部隊を送り込んで救出せざるを得ず、本格的な戦闘を不利な地点で続けることになら

外務省が在外邦人に充分な危機警報情報伝えるとか、民間機、民間船を手配したり、自衛隊が邦人の輸送をするのは当然で、邦人救出もやれる場合にはやつてもよいが、國民が政府に無理な邦人救出作戦を要求する根拠になるような条文を憲法にいれるのはまずい、と考えます。自民党の憲法改正草案には他にも問題点が多いから、それよりは9条2項（戦力の不保持）を削り、自衛隊の任務を書き込む方が矛盾はあつ

「米軍は自国民を必ず助ける」と
りかねません。

でも現実的で、論理性よりも重視する方がましでしょう